

横浜市事業評価会議会議録	
日 時	平成23年10月29日（土）15時45分～17時50分
開催場所	横浜市開港記念会館 1階 1号室
出席者	齊藤進行役、鈴木委員、清水委員、下田委員、中島委員、増子委員、渋谷委員、渡邊委員、荻原委員、高橋委員、篠原委員、岩崎委員
欠席者	林委員
開催形態	公開
議 題	テーマ「耐震・防災対策を核としたまちづくり」 B-3 都市基盤の整備と災害に強いまちづくり
議 事	<p>当日資料の確認</p> <p>（齊藤進行役）ちょっと定刻前かもしれませんが、始めさせていただきます。まず、事務局から当日資料の確認事項について御説明いたします。</p> <p>（事務局）お手元にお配りしてございます、こちらの事業評価会議の資料をご覧くださいと思います。6ページをご覧ください。6ページに構成員名簿が記載されてございますが、アの有識者のうち、中ほどに書いてございます神奈川新聞社の論説主幹の林さんですが、本日体調がすぐれないということで欠席という連絡がございましたので、あらかじめお伝えしておきます。</p> <p>それでは、お手元の資料の2ページをご覧ください。会議の基本原則がアからカまで記載されておりますが、カでは、この会議が本日インターネット中継も行うなど、広く開かれた会議とすることが記載されています。テーブルの上にありますマイクですが、発言者の方はこのマイクの御使用をお願いします。また、これは拡声のほかにインターネット中継の集音用にもなっておりまして、インターネット上にも流れますので御注意ください。お一人の方が発言されているときに他の方が発言されますと、インターネット上では混声してしまいまして、聞き取れなくなりますので、御注意をお願いします。</p> <p>次に、8ページから14ページをご覧ください。横浜市の財政状況について、簡単にまとめた資料を掲載してございます。時間の関係上、本日説明は省略いたしますが、こちらも御参照・御理解の上、御議論いただければと思います。資料は後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>（齊藤進行役）それでは本日最後のテーマですが、「耐震・防災対策を核としたまちづくり」ということで議論を行っていきたいと思います。まず、事業の概要につきまして、都市整備局と建築局から御説明をお願いしたいと思います。なお、できましたら、事業の説明につきましては15分程度でお願いできればと思います。先ほどのところでは若干時間が押したために、10分ぐらい減ったようなところもありますので、できましたら20分以内でお願いできればと思っています。それではお願いいたします。</p>

## 事業説明

(所管局) 最初の事業「いえ・みち まち改善事業」を担当しております、都市整備局都市づくり部長の齋藤と申します。本日は担当課長、清田と、担当係長、梅津の3人で御説明させていただきます。座ったままでよろしゅうございましょうか。

(齋藤進行役) どうぞお座りください。

(所管局) 済みません。お手元の資料70ページでは、まず3つの事業が並んでおりますけれども、そのうちの「いえ・みち まち改善事業」でございます。

71ページをおめくりいただけますでしょうか。基本的にはお手元の資料でございますけれども、ところどころスクリーンのほうにも写真を中心にしてお映しさせていただきますので、あわせてご覧いただければと思います。

[ プロジェクター使用 ]

1の(1)「事業概要」でございますけれども、防災上課題のある密集住宅市街地として選定いたしました23地域・660ヘクタールで、平成15年度から、地域の皆様との協働によりまして、防災性の向上と住環境の改善を図ることを目的に事業を実施しております。今スクリーンにも映しておりますけれども、ページですと中ほどです。客観的基準というこの4つの基準に基づきまして選定いたしました地区でございます。今スクリーンでも映しておりますけれども、ページのほうの下です。大体、郊外区まではいかないですね。臨海部というのでしょうか。そちらを中心に保土ヶ谷区あたりまでの地区になっております。23地域・660ヘクタールでございます。今スクリーンのほうで、ざっとこんなところですよというのを映しております、これは神奈川区の例でございます。それから、こちらは南区の例です。住宅が密集いたしまして、なおかつ道路も狭いという、こんな状況のところを対象にした事業でございます。

72ページでございますけれども、(2)「事業の進め方」です。中段の進め方の図もあわせてご覧いただきたいと思います。地域の皆様によりまして「地域の防災情報の共有」というところから始まりまして、「防災まちづくりの活動開始」、そして「防災まちづくりの計画づくり」。この段階では地域活動を中心に市が支援を行っております。その次、4つ目になります。「防災まちづくりの実践」というこの段階では、「防災まちづくり計画」に基づきまして、狭あい道路—狭い道路の拡幅ですとか、公園・広場などのハード整備を本市が進めております。また、地域の皆様が実施いたします、地域コミュニティによる取り組みが持続的な活動として定着するように、本市とまちづくり支援団体が連携して支援を行っているところです。ページの下のほうには、先日委員の皆様にご視察いただきました、磯子区滝頭・磯子地区の防災まちづくり計画図を参考としてお示ししております。1枚おめくりいただきまして、73ページになります。(3)「事業実施内容」でございます。本市が行う内容といたしまして、今画面のほうに映しておりますけれども狭あい道路等

の拡幅整備、それから公園・広場等の整備、それから防火水槽の整備、この場合には公園の下に防火水槽も入れておりますので一緒の場所になっております。こういうものを本市が直接実施しております。また、老朽住宅の建て替え助成、それから地元協議会への支援等も行っております。

右側のページ、74ページでございます。2「事業実績」でございますけれども、表の上段、整備事業の実施地区数は、表の一番右側にありますとおり、平成23年度で11地区になっております。また、表の下段になります。災害時の防災拠点となる広場等の面積は、平成22年度までに公開ベースで累計1,977平方メートル、平成23年度中には4,236平方メートルとなる予定でございます。このほか、先ほども触れましたけれども狭あい道路、それから防火水槽、建て替え助成等々、地域の実情に合った取り組みを実施しているところでございます。また、地域独自の取り組みといたしまして、今スクリーンに映しておりますけれども防災マップですとか、空き地を利用した「いつとき避難場所」の設置など、ソフト面での活動の成果も着実に実績を上げていると考えております。また、本年3月の東日本大震災では、協議会メンバーによります地区内の見回りや、一人暮らしの高齢者の方への声かけなど、これまでの活動を通じた自主的な対応が行なわれております。

次に、3「現状と課題」でございます。(1)「現状」ですけれども、現在、事業対象地域660ヘクタールのうち、面積で約3割に当たります11地区において「まちづくり協議会」が設立されて、まちづくりニュースの発行、イベントの開催など、防災を中心テーマとした活動が行なわれています。本市はこれら11地区すべてにおきまして、国の補助事業を導入いたしまして、狭あい道路一狭い道路の拡幅や広場・公園の整備などを実施しているところです。次に、(2)「課題」ですけれども、①として、密集住宅市街地を対象とした事業であるために、狭あい道路整備や広場・公園整備のための用地が確保しにくいこと。②として、地域の皆様に災害に強いまちづくりへの関心を高めていただくとともに、改善の意欲を活動につなげていただくこと。この2つが課題と考えております。最後になります。

(3)「対応策」でございます。こうした課題を解決するためには、地域の皆様のまちづくりへの意欲醸成を図ることが重要です。そのためには目に見える成果としてハード整備を可能なところから進めて、わかりやすくPRを行うなどの取り組みを進めることが効果的だと考えています。また、これらのハード整備のために必要な予算を継続的・安定的に確保していくことも重要だと考えております。

6分ぐらいになってしまいましたが、「いえ・みち まち改善事業」の説明は以上でございます。

(所管局) 続きまして、「木造住宅・マンション耐震事業」を担当しております、建築局でございます。私は指導部長の二宮と申します。今日は脇出課長と榊原課長補佐が対応させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、資料の77ページをご覧ください。1「事業概要」でございます。災害

に強いまちづくりを目指しまして、昭和56年5月末日以前に確認を得て着工された木造住宅や分譲マンションを対象に、耐震診断や耐震改修工事費用の一部を補助いたします。その耐震改修を促進するのがこの事業でございます。昭和56年5月末日という決めは、建築基準法の耐震基準が大幅に見直された施行日でございます。それ以前を旧耐震基準、それ以降を新耐震基準と呼んでおります。阪神大震災ではこの旧耐震基準でつくられた建築物が倒壊いたしまして、その圧死によって多くの方々が亡くなっております。そういったことから、本市では横浜市耐震改修促進計画で、平成18年度の現状の80%を平成27年度までに90%にするという目標を立てて、いろいろな施策を進めているところでございます。ちなみに平成22年度末時点では、耐震化率は85%という状況でございます。

木造住宅に対する施策は（1）から（3）でございます。まず、（1）「木造住宅耐震診断士派遣事業」でございますが、これは耐震診断を行うため、無料で木造住宅の耐震診断を行うものでございます。それから（2）「木造住宅訪問相談事業」につきましては、耐震改修が必要となった家屋の所有者に相談員を無料で派遣して、改修工事を誘導していこうとするものでございます。（3）「木造住宅耐震改修促進事業」につきましては、改修に対する費用を、一般世帯につきましては225万円、非課税世帯につきましては300万円の補助をするほか、今説明がございました「いえ・みち まち改善事業」の対象区域におきましては、1階のみの耐震改修を行う場合の工事費用の一部を補助するメニューをつくっております。

（4）（5）（6）につきましては、マンションの施策でございます。（4）「マンション耐震診断支援事業」でございますが、これは無料で予備診断、簡易的な耐震診断を行うものでございます。予備診断の結果、本診断の必要があるということになりますと、正式な耐震診断を行うということで、本診断費用の3分の2を補助しております。（5）「マンション耐震訪問相談事業」につきましては、今年度9月から実施しているものでございます。これも本診断の必要があると判定したものにしまして、相談員を無料で派遣し、管理組合等の相談に乗っているものでございます。（6）「マンション耐震改修促進事業」につきましては、耐震設計や工事監理は3分の2の補助、全体改修、段階改修につきましては補強工事費用の3分の1となっております。これは別途、延べ面積ごとに限度額がございまして、5,000平米未満につきましては2,000万円、5,000平米以上1万平米未満につきましては3,500万円、1万平米以上につきましては5,000万円の上限を設けております。この事業の実績でございますが、平成19年度から平成22年度につきましてはこの表のとおりでございます。平成23年度見込み件数につきましては、5月の補正予算を加えた予算件数をここで示しております。

ページをおめくりいただきまして、79ページでございます。3「現状と課題」でございます。東日本大震災を受けまして、市民の耐震化に対する意識は一層高まっておりますが、市域には旧耐震基準で建築された耐震性の劣る木造住宅やマンショ

ンがまだ多数存在しております。こういった住宅については個人資産という側面はございますが、人命を守ることはもちろんのこと、防災の視点からは倒壊や延焼による地域への影響、日常生活や救急・消防活動の阻害要因の解消といった公益的な必要もあることから、早急に耐震化が求められているところでございます。

課題でございます。まず1点目は、より多くの世帯に自宅の耐震性能を把握していただく、お住まいになられている家屋の危険度を知ってもらうことが大切でございます。しかしながら、耐震診断の実施件数は年々減少しております。今回の東日本大震災を受けて関心が高まって、一時的には耐震診断の件数が伸びております。こちらの右のページの図1をご覧くださいなのですが、4月、5月につきましては、平成22年度の診断申し込み件数に対して平成23年度の申し込み件数は4倍になりました。ところが6月、7月となりましたら既に2倍まで落ち込みまして、8月、9月に伸びているのは、広報よこはまで市内の全世帯に耐震特別号を配布した成果で、また件数が伸びている状況でございます。このように、時間がたつと関心が薄れてしまうことも課題でございます。3つ目の課題につきましては、木造住宅の場合は、お住まいになられている方が高齢者であるということでございます。それから分譲マンションの場合は、管理組合の合意形成に非常に時間がかかるということでございます。

対応策といたしまして、さまざまな啓発・PR活動を引き続き行っていくということ。さらに、5月補正でお認めいただきました総合的な震災対策に基づきまして、3カ年は、今、補助金などを拡充していますので、重点的に戦略的に耐震改修の実施に取り組みたいと思います。それから耐震診断の結果をいかに耐震改修につなげるかということ、きめ細かな相談体制をもって臨むというようなことで、木造住宅・マンションともそういったきめ細かな相談体制を用意しているところでございます。

以上でございます。

(所管局)「狭あい道路拡幅整備事業」について御説明させていただきます。私は建築局の情報相談部長、酒井と申します。今日は担当課長であります建築道路課狭あい道路等担当課長、古賀と、佐藤係長の3人で御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料の86ページから説明させていただきます。まず事業概要と申しますか、専門用語が出てまいりますので、基本のお話を含めて御説明させていただきます。事業の対象でございますが、建築基準法第42条第2項に規定する幅員4メートル未満の道路—2項道路を中心に、条例に基づいて指定されました、整備促進路線を対象としております。第42条2項道路というのは、下に図がありますが、建築基準法上の道路なのですが、幅員が4メートル未満のものにつきましては中心から2メートル、建物の建築行為、増築とか建て替えのある場合に下がっていただくという道路でございます。これは横浜市内に1,900キロメートルほどありま

すが、そのうち457キロメートルについて、整備促進路線ということで指定いたしまして事業をしております。この路線の選択につきましては、生活道路や通り抜けのできる道路などを対象に、地域の安全性や利便性を考慮いたしまして、道路ネットワークが形成されるように考えております。

イメージでいきますと87ページに、ちょっと見にくいのですが図面がありまして、横浜市のある地域の道路網図なのですが、黒いところに白く点々と見えるように表現してあるのが整備促進路線でございます。

88ページにまいりまして、事業の経過でございますが、条例を制定した経緯につきまして御説明させていただきます。防災意識の高まりや、建築基準法制定後、狭い道路の拡幅整備がなかなか進まないという状況があります。建築基準法が昭和25年に制定されておりまして、もう既に六十数年たっているのですが、昭和60年当時にはなかなか拡幅されないなというところがございます。そこで昭和61年に要綱をつくりまして、セットバックしていただける方に少し市としても支援しながら拡幅を促進したいということで進めてまいりましたけれども、これも思ったように効果が上がっていかないという状況がございました。平成7年に阪神・淡路大震災がございまして、狭い道路は非常に防災上の問題があるということで、もう少し力を入れてできないかということになりまして、平成7年3月に「横浜市狭い道路の整備の促進に関する条例」というものを定めまして、先ほどもお話ししましたが、全体の1,900キロメートルのうちの457キロメートルを整備促進路線として指定いたしました。

この事業の特徴でございますが、(4)にあります、建築行為、増築とか建て替えとかをするときに協議を義務づけるというのが1つの特徴でございます。協議を義務づけて、ここまで下がって下さいよというのを、測量を含めて御支援して、はっきりと行政と市民との間で確認しながら事業をすると。その見返りということではないのですが、舗装とか支障物件の後退あるいは移設について、市として助成するという制度になっております。

89ページに、整備のイメージ図があります。断面図になっておりますが、上が整備前です。本来は道路空間であるべきところに塀であるとか、道路の側溝とかが出ていて4メートル確保できない状況が、この事業によりまして、側溝を移設して、道路は舗装いたしまして、ブロック塀等は後退していただくという拡幅のもので

す。

右の90ページの写真は、上が整備前、下が整備後ということで、側溝もきれいにでき上がって、道路全体が拡幅されるということになります。事業実績ですが、平成7年度からの実績をまとめて書かせていただきました。平成22年度までに累計126.2キロメートルを整備してまいりました。年間平均でいうと、8キロメートルほどの整備を進めております。

それから91ページ、現状と課題でございます。現状につきましては、今お話しし

ましたとおり、平成22年度末で126.2キロメートルの拡幅整備を完了しております。課題につきましては、3点ほど挙げさせていただいております。1つは、効果的・効率的な拡幅整備の推進でございます。御説明が十分でなかったかもしれませんが、建築基準法で、下がりなさいよという契機、ですから、建て替えとか増築とかがあったときに下がってくださいと。それについて整備の御支援をしますよという事業ですから、建て替えとか建築行為がないと拡幅に至らないということがあって、つまり経済動向が沈滞化すると建て替えとかが動いていけないので、それにこの事業は相当大きく左右されてまいります。それから相当費用がかかりますので、限られた予算の中で効果的・効率的にどう事業を進めるかが課題となっております。一方で、先ほどからお話ししましたとおり、1,900キロメートル全部を指定しておりますので、それ以外の道路の残りの4分の3近くの方からは、自分の家の前も指定路線にしてほしいという要望をたくさんいただいております。繰り返しますが、3点目で、予算が自然と逼迫しておりますので、事業をどううまく進めていくかというのは大きな課題となっております。

この対応といたしまして、今やっている対応なのですが、路線型・連続型という整備をしております。これは建築確認にかかわらず、1件の整備の協議が出たときにその両側にもお声をおかけしまして、拡幅しませんかというのが連続型整備です。それからその建築行為とは関係なく、地域に入りまして、ある一定路線を皆さんにお声かけして、建築行為にかかわる整備をしませんかという整備の仕方を路線型整備と呼んでやっております。それから対象路線の拡大でございますが、これにつきまして、順次、地域の方から御要望があったものについて、全体のネットワークに寄与するものについては指定の追加をしております。

以上でございます。

#### 主な論点

(齊藤進行役) ありがとうございます。

それではこの事業の論点について、事務局から御説明いたします。

(事務局) お手元の資料70ページをご覧ください。こちらのテーマの論点でございますが、地域住民の防災意識が高まる中で、木造住宅等の耐震対策や狭あい道路拡幅等の防災対策、地域協働による街づくり等を進めていますが、東日本大震災を踏まえ、より効果的な事業や制度とするための方策について議論いただければと思っております。

#### 質疑・議論

(齊藤進行役) ありがとうございます。説明はとりあえずこれで終わりにしまして、これから質疑・議論に入りたいと思っております。ただし、一応の予定が、5時半がめどになってございますので、あと七十七、八分あるかと思いますが、

そのぐらいの時間を使って進めさせていただければと思っております。全員にお話ししていただく必要がありますので、あまり長いお話はおやめにやっていただければと思っております。1人10分使われたら大変でございますので、いっぱい話すことはおありかもしれませんが、その点をご容赦願いたいと思います。それと、御発言の場合には挙手をしていただきます。

それでは、これから質疑・議論に入りたいと思います。どうぞ。

(下田委員) 下田です。まず平成7年に起こった阪神・淡路大震災、今でもまざまざと思い出すのですが、あのときに神戸の道路の中にどかんと1つビルディングが倒れました。道路をふさぎました。ところが一夜にしてそのビルディングはなくなりました。きれいに解除されて、掃除されました。翻って今度の東日本大震災のときに、もしこれと同じような津波と地震がここで起こった場合に、皆さん、車で逃げる、あるいは車のない人は徒歩で逃げる。そのときに道路がふさがれたらどうなるのか。そういった場合に道路のわきにある大型ビル、ここは今木造住宅あるいはマンション、つまり個人の居住しているものが対象になっておりますが、ビルディングに対する備えはいかがなものかと。これは外れるかもしれませんが、今お話し論点のところ、東日本大震災に絡めてということでございますので、お聞きいたします。

(所管局) 実際に、今回は木造住宅とマンションを対象にしていますが、今おっしゃられた災害対策も大変重要なことだと思います。そういったものにつきましては特定建築物の耐震促進事業というものが別途ございまして、例えば3階建て、1,000平米以上の百貨店ですとか、規模が小さい、2階建てで500平米以上のものは保育園も係るのですけれども、そういった特定の建築物に対する耐震改修を促進するという目標も同じように定めております。さらに今御指摘のあった、道路の緊急交通路を確保するための沿道の建物も対象にした、これは道路の2分の1の高さ、45度で引いたものの高さ以上の建物につきましては、マンションや事務所といったものにつきましては、耐震改修を促進していくという事業がございまして、それは今真摯に対応しているところでございます。

(下田委員) そうですか。そうすると、これに対する予算化も全部できているのでございますか。

(所管局) はい。ございます。

(渡邊委員) 本日はいろいろと御説明ありがとうございます。「都市基盤の整備と災害に強いまちづくり」ということで、今論点においても、今回東日本大震災がございまして、地域の方の御冥福を祈らなければいけないのですが、それをしっかりと生かした中で横浜市民の安全を守らなければいけないということだと思うのです。今まさに横浜のほうもいろいろな格好を、基準にしても、また目標にしても、今ここに出ているわけなのですが、先ほど下田委員も言われていましたように、今、津波対策も横浜市の総合対策に入ってくると。こういう中で、今まさに平成25

年の防災計画に向けて、平成24年に向けてしっかりとこれを検証していこうということなのですが、そういう中で、この辺の事業はその辺のすり合わせはしているのかということで、きょうは消防局が来ていないので、まず大きいところでそれを1点聞きたいのです。

(所管局) どこまで直接のお答えになるかわかりませんが、例えば津波なんかの関係でいきますと、先ほど画面でもお出しいたしました神奈川区とか鶴見区、それから金沢区では、今、市のほうでも海拔何メートルという表示をしようとしておりますけれども、地域でもそういう看板、表示をしようですか、津波に対しての避難訓練をしようということで、実際に地域としての活動が進んでいるところもあります。そんなところでよろしいでしょうか。

(渡邊委員) 僕が津波と言ってしまったのがおかしかったです。それは防災計画の中に入ってきたということであって、今皆さんが目指している基準に対して、今回を受けて何か新しい目標ができるとか、進める速度、例えば今回は補正があって、木耐震でいえば平成25年まで補助金が上がったわけですね。そういう変化があったのかというすり合わせをしているのかということなのです。

(所管局) 既に発表しています総合的な震災対策の中で、関係局がいろんな課題を共有化して、津波対策もそうですし、液状化対策ですとか、こういったそれぞれの課題につきまして庁内ワーキングをつくって、できるだけ連携を深めているという状況でございます。

(渡邊委員) しっかりとその辺を進めていただきたいということと、あともう一点、私の最後の質問としては、これはいろいろな権利の問題ですとか、本当に経済状況ですとか、難しいタイミングがあると思うのです。そういう中で今、先ほどちょっとお話も出ましたこのマンションなのですけど、木耐震のほうはずっと進んできておりまして、もちろん診断して、これを改修すると。改修することによって、居住者の生命を守るということになるわけですが、マンションの事業のほうは、この資料を見せていただいた中で、なかなか予備診断から本診断にいかない。これはここにも出てはいますが、管理組合の合意が非常に難しいのかなという部分を僕も感じるのですが、この予備診断から本診断、最終的には耐震補強工事までというところは何か努力されているところはあるのかをお伺いしたいのです。

(所管局) 市内に旧耐震基準でつくられている分譲マンションがおよそ6万6,000戸あると把握しております。そのうちの6万5,000戸ぐらいまでは予備診断を受けていただいております。したがって、予備診断はただですから、すぐ申し込んで、すぐやらせていただくのですけれども、そこから先の本格的な耐震診断をやるには600万円ぐらいの経費がかかります。そのうちの3分の1を管理組合でお持ちいただくということになりますので、その支出のための合意形成が、管理組合の理事長さんなんかは専門家ではないので、その必要性をなかなか御理解されないということ

があるだろうと思ひまして、今年の9月から本診断が必要であるという予備診断の結果のあるマンションの管理組合に相談員を無料で派遣するというのを、それぞれの管理組合にダイレクトメールを送っているところでございます。

(渡邊委員) しっかりと進めていただきたいと思います。以上です。

(鈴木委員) お伺いします。予算の中ではこの「いえ・みち まち改善事業」はそれほど多くはないのですが、市民主体の、住民主体のという意識の上では大変大きな価値を持つ事業だと思います。このパンフレットの裏を見ますと、客観的基準に基づく地区の選定ということで23地区を選ばれて、その要素が挙がっていますよね。もちろんこれは、3.11の以前でつくったものですよ。

(所管局) はい。

(鈴木委員) ここに津波とか集中豪雨とか、そういう水系の要素、因子を加えるという方向はどうなのでしょう。

(所管局) 実際にはそれぞれの地区の中で、先ほどもちょっとお話ししましたが、津波、水、そういう点についても改めてどうなのだろうということで、地域としての動きは出てきております。逆にこの660ヘクタールをさらに広げたほうがいいのではないかというお話だと思うのですが、今の時点では、すみません、この660ヘクタールの中でもなかなか進まないというか、必死で動いている状況ですので、しばらくはこの状態というか、660ヘクタールの中で「いえ・みち まち改善事業」を進めていきたいと思っております。

(鈴木委員) この要素の中にプラスアルファするということはないのですか。

(所管局) プラスアルファをすると、多分、地区としてはさらに縮まってしまうのではないかと思うのです。

(鈴木委員) 条件が多くなるからですか。

(所管局) はい。

(鈴木委員) もう一ついいですか。

(齊藤進行役) どうぞ。

(鈴木委員) 建て替えとかに関係してくるかもしれませんが、横浜の場合、水辺のところもあります。ここだけに限りませんが、特にこの地域の中でも海拔が低いところとかがありますよね。そのときに住民の一時避難ビルになる可能性が大変高いビルが、特にマンションであると思うのです。そのかかわっていく中で、特にこれに限りませんが、マンション耐震事業なども含めて、お宅のところはこういうふうにご相談に乗ってあげたりしているわけだから、外階段の開放(性)がどうかを含めた全体的な「助言」なり「お願い」なり「アドバイス」などというようなことも今されていますか。

(所管局) 鶴見区の中では民間マンションへ住民が避難できるような協定を、そのマンションの管理組合さんと、協議会というかそことで協定を締結しようという動きも出ている状況であります。

(鈴木委員) とてもそういうのって有効ではないですか。今回この1から23までである中の、互いの情報共有とか互いの進捗、例えば1つのプラットホームがあつて、状況は違えども進んでいるところと進んでいないところがありますよね。もし、これがウェブで1から23までこのとおりにやって、この進捗が相互比較して見れたり、あと情報共有を互いに「ああ、そうか、こんなふうにマンションが一時避難になるんだ。うちもそうしよう」とか。情報共有の体制というのは住民主体がゆえに、外の情報がわかると「あんないいことやってるね、この地区は」というような方向。こういう情報共有の方向こそ、市の方が関与されたらこの方たちがとても助かるのではないかなと思ったのですが、そこら辺はどうですか。

(所管局) まだ11地区全体がそろってというところまではいっていないのですけれども、例えばこの地区の方がどこか見学したいというようなことで、この地区とこの地区へ行って、そこの協議会の方とお話をしようとか、そういうコーディネートといえますか、セッティングは結構やっております。

(鈴木委員) いいですね。その方はどうしてその情報がわかったのですか。市が提供したのですか。

(所管局) 我々職員は頻繁にやっておりますので、そういう中で、例えばこういうところがありますよというようなお話をして、「じゃ、行ってみようか」ということになれば、それを違う協議会の方とお話をしてつないでいくというようなことはやっております。

(鈴木委員) 殊にこれに関しては、本当に人的な情報提供や情報共有がとても大切になってくるということを現地見学で思いました。ぜひサイトの上でも目で見えてわかるような共有化、「ああ、あそこが進んでいるのに、何でうちは進まないんだろう。教わってこよう」とかというようなことが可視化して知恵が得られるといいなと思うので、ぜひサイトの上でも。

(所管局) ありがとうございます。

(高橋委員) ちょっと関連して、今の御質問の中で水の話が出ましたよね。水に関しては今、内水のハザードマップの部分に関しては整備していくという方針は、この横浜は立っているわけです。そう言った意味でも、別に局が違ったらもう知らないという、どうしてもこれは皆さん、専門的に特化されているから、ほかのところのことがわからない部分もあるけれども、今のような、防災に関して、今回の論点から多少幅広になってしまいますけれども、本当にこのハザードになるようなことをもっとしっかりと考えていくということは、これからの課題として1つ僕はあると思うので、それを1点、御提案申し上げます。

それと今回のこれは、もともとの都市整備が、まちづくりの骨格がしっかりとしていれば、こういった「いえ・みち まち改善事業」というのは、後は要らないわけです。これは横浜にしても東京にしてもこれと類似した事業があるところは、もともと開発の中での規制であるとかそういったことがなくて、ぎゅっと濃密にされ

た部分に対しての事業ですから、皆さんが共通で認識があるのは動機づけの部分ですよね。やろうという思いにさせるための動機づけ。要はアクションを起こさせる、意識をさせるというところに、さっきの合意形成の支援をするためにダイレクトメールを送ったとかではなくて自分たち……動機づけというのは何が課題なのかをしっかりととらまえるような情報提供であるとか、先ほども御説明の中にあつた、広報をやったらこれが上がりましたよとかがありますよね。その辺の効果の検証をしっかりとやりながらやっていくことと、あとは私が感じるの、国費をうまく使ってくるという事業としたら、この「いえ・みち まち改善事業」は上手にやっているなという、その部分は評価したいと思います。うちの財布だけを使うのではなくて、国や県の事業を効果的にやっていくという視点は、そういったこともしっかりとよいものをアピールしていく必要はあると思います。

それともう一つは、納期を定めてやっていく。納期というか日限を切っていく。これ決めましたからいいでしょうではなくて、今回の災害はいつやってくるかわからないわけですから、人間は長くこれを考えていくと、いつやってくるかわからない部分に対して、これは耐震もそうですし、狭い道路に関してもそういったところで、どっちかというと僕は質問というよりも、こういったことは考えてくださいよという提案にとどめておきましょうか。時間もありますから、これでお答えいただいてというのも何ですから。この辺しっかりと連携をとっていくというのは、局をまたぐから、皆さんの中でも答弁はできないですね。ということで、これでいいです。

(清水委員) この辺の関係はイタチごっこにならないように、今後はこういう町ができない、こういう建物ができないということになっているのかどうかを1つお聞きしたいです。それからこういう狭い道路とか、地権者の問題がありますので難しいと思うし、かなり気の長い話になるのではないかと思うのですけれども、予算を、「いえ・みち まち改善事業」と3つありますけれども、道路事業とか下水道事業とか、その辺の連携がうまくいっているのかどうか、それだけはお聞きしたいと思います。

(齊藤進行役) その辺の連携はいかがでしょうか。

(所管局) 「いえ・みち まち改善事業」でいきますと、道路局との連携、実際には道路局あるいは土木事務所と相談しながらといいますか、一緒に事業を進めているという面があります。広げたところについては土木事務所といいますか、道路局と言っていいと思うのですけれども、そちらで表面管理をしてもらっているとかということでは連携はしております。

(齊藤進行役) 大体その辺あたりで間に合うと。連携としては。今は下水なんかの話があつたのですかね。

(清水委員) そうですね。下水もいじらないといけないでしょうし。

(所管局) 道路の中には下水管がつきものでございますので、そういう点でもやっ

ているつもりであります。

(清水委員) 全体の予算の中でおさめて、協議しながらやっているという話と理解してよろしいですか。

(所管局) はい。

(下田委員) 下田です。2項道路についてお伺いしたいのですが、91ページです。特に指定されている以外で、さっき御説明がありました拡幅の要望が強い地域、そこにはいろいろと地権者の意向もあるのでしょうかけれども、支払われる費用は全く同じなのですか。つまりそこ、もし優先的にやりましたと。その下にすぐ、予算が逼迫とありますので、非常に予算に縛られてしまってなかなか。私の言わんとするのは、もっと柔軟姿勢がとれないかなと。つまりそういう地域住民からの要求があった場合には、例えば相場が1であればその0.何掛けで、それでいかがですかというようなことを、予算をできるだけ賢く使うというようなことはできないのかなということなのです。

(所管局) 応援のお話でありがたいなと思ってお聞きしました。私の説明があまり上手ではなかったので十分に伝わらなかったかなと思っておりますが、全体1.900キロメートルの2項道路がありまして、そのうち457キロメートルは促進するよということで重点的に整備を進めようということにしておりますが、もともと昭和61年から要綱というもので、拡幅して整備したいよという方には補助金を出して御支援してきた制度があるのです。それは実は今も残っておりまして、今、下田さんがおっしゃったとおり、指定されていないところでセットバックして整備するよと言ったら、その要綱の適用が受けられますので、まさに促進を10とするとそれ以外のところは少し率が下がるのですが、御支援するということは今もやっております。そうはいっても少し下がりますので、うちの地域はこちらの促進に匹敵するぐらいのものにしたいよという御相談も、1件ずつにはこたえられませんが、ある路線としてそういう御相談があれば承って、それが地域にとって優先的にやればよくなるよと思えば追加指定をして格上げというか、指定していくということもやっておりますので、ある意味では今やれる範囲で柔軟に対応はしているつもりであります。

(下田委員) 横浜は山坂が多いので、狭あい道路も多いです。それから高齢化もしております。何かあったときには飛び出して行って、今度人命に一大障害を引き起こすということでもありますので、そして都市の景観という考えからも、どうしても4メートル道路はぜひとも、もう喫緊の課題だと考えておりますので、そういう意味で柔軟な姿勢も、予算をうまく使うということをやってみたらいかがかなという提案でもございます。

(所管局) 応援のお話ということで、ありがたくちょうだいしておきます。

(鈴木委員) 先日視察もさせていただきまして、この御説明も受けました。この4段階フェーズがありますよね。NPOとかいろんなファシリテートしてくださる方は、この協議会のこういうような段階からと伺っていますが、それは合っています

か。

(所管局) はい。

(鈴木委員) 今、私が申し上げたいことは、ここまで来るのに四、五年かかるのだよねなんていう御苦勞な話を伺いました。この協議会がつくる前、この防災まちづくりの開始段階のこの第2段階のここら辺ぐらいで、ばらばらの人間が、ばらばらの地域住民の方が、1つのよき町に向かっていくためのワークショップとか市民研修みたいなものをこういうところで提供して、ビジョンとゴールのつくり方とか、あるいはチームでみんなをよくしていこうみたいなことが、何かプラットホームになるものがないと、町会長さんがすごく苦勞してなかなか進まないよねみたいな苦勞話が大変多くなってしまうので、ぜひここに市民育成の、こんなのに出るとうまくいくよという感じで、それも大変な研修ではなくて、大変楽しいし役に立つものなのだよみたいなことにおいでいただいて、学習する市民というような視点を応援して差し上げることが、結果的には促進になるのではないかなと思います。それぞれの地区でビジョンとかゴールとか、こういう感じのフレームでやろうと思っているのだよみたいなデザインはスタート時にあるのですか。

(所管局) スタート時には、それぞれの地区でいろんな方がいらっしゃいますので、共通のビジョンというのは多分ないと思います。

(鈴木委員) そうでしょうね。

(所管局) はい。冒頭のお話にありました、本当の初期段階でどんな手当てができるのかという部分ですけれども、最初の話としては、局では区役所からいろんな情報も入ってきますので、そういうところで何かありそうだなと思うと、区役所の人間と我々とで一緒にまず地元に行ってお話をするといいですか、そんなところからスタートします。その次の段階として、ある程度、雰囲気として集まってきたなというぐらいですけれども、具体的には5人以上の市民の方からお話があれば、地域まちづくり推進条例という条例の中でグループの登録をしていただいて、そうしますと制度として、ただで市のほうからコーディネーターさん、いわゆる専門家に地元に行っていただくという制度を御用意しております。

(鈴木委員) 5人以上でですか。

(所管局) はい。大体それからスタートしていくという格好です。

(鈴木委員) この地区の方たちはそういうことを当初から知っているのですか。結果的にそんなのがありますよではなくて、初めにそういうものがありますよみたいなことの、それぞれに住民の方は大変多いと思うのですが、最初にそういう情報はわかっていらっしゃるのでしょうか。

(所管局) 最初の段階、スタートした段階で、その23地区すべての地区に全員ではもちろんありません。自治会の会長さんクラスの方ですけれども、そういうところにはお話はしております。そこからスタートしてきています。

(鈴木委員) どうやってそれ以外の、普段の自治体活動に参加しないような方たち

に届くような情報提供があり得るかということも、また聞かせてくださることがあればぜひ。多分、障害になるのは普段参加していない方たちなので、そこの方たちに届く情報の道というか、ツールというか、メディアというかをどんどん活用していかないと、もう耳に入るルートが、例えばある年代はNHKと新聞を見ている、ある年代は全くテレビを見ないでネットを見ているとか、ある年代はもうツイッターだけとか、そここのところをカバーしていかないと、いつまでたってもこれは終わらないと思うので、いろんな知恵を聞かせてくださればと思います。

(高橋委員) 今の議論を聞きながら、推進の主体が、再開発と「いえ・みち まち改善事業」は違うわけではないですか。要は規模としても違うけれど、やっている内容としては近いものがあるのです。そこにデベロッパーというか、商業ベースのものが入ってくる。要は事業主体になるものが入ってくるというのが再開発でも、再開発もまちづくり協議会を立ち上げて、時間がかかって合意形成をやっていくわけですよ。それがこの「いえ・みち まち改善事業」は確かによさそうには見えません。確かにいい事業だとは思いますが、その推進してくるエンジンの部分が、先ほどからの話も聞いていて、僕も動機づけという話をしたときに、エンジンになっていく、その辺のエンジンのところは強化していかなければならないと考えるのです。この「いえ・みち まち改善事業」に、そういった意味でのデベロッパーみたいなのをかましていくとか、そういう手法は検討したことはあるのですか。

(所管局) コーディネーターの中にデベロッパーの方もいらっしゃることはありますけれども、ベースとして、事業者としてデベロッパーさんに入っていただくという発想は、正直言って今までなかったです。

(高橋委員) こういった事業は、再開発もそうなのだけど、おれのところはいいよとか、今ここでやらなくてもいいよとかということがすごくブレーキになって、それで実際にでき上がるとみんな、よかったと言うわけです。子供のころ勉強しなさいと言われて、勉強しなくて後で後悔するようなもので。この「いえ・みち まち改善事業」というのは、再三申し上げている中で、僕は、要はきちんとした計画、目標を、ここまでにこれが絶対できなければならないということは、ではだれが管理するのかということ、今は市民の方々に、やってくださいよと。横浜市は3年ぐらいたしたら担当も変わってくるし、でもそれ以上にかかるわけだから、こういったことをやっている、地元の人たちが、仲よかった人も悪くなる場合も出てくるわけです。仲よかった人が悪くなるし、知らなかった人が仲よくなるケースも出てくるのだけど、その辺の推進をしていく中で、何か一工夫ないとしんどいのが1つ。それに対してはどうですか。

(下田委員) はい。

(齊藤進行役) 何か関連ですか。

(下田委員) 関連です。それに対しまして私は、公共サービスは、市役所が市民に

提供するサービスも含まれますよね。公共サービスが年々変わってきていて、市役所だけで、市役所が本当に主体となってやることからだんだん物事は複雑化、複合化されていますので、変化が激しいので、これからは外郭団体、NPOを初め、あるいは学会、学校もそうですよね。それからボランティアもそうでしょう。場合によっては町内会の組織もそうでしょう。そういったトータルな力でもって進めていかないといけないのではないかなと思います。

(高橋委員) まさに今おっしゃられたとおりで、行政がやっていることはジャスティス、行政の正義というのは公平なのです。本来は公平にやらなければいけないわけです。市民に対して平等にサービスを提供するのが行政の一番得意なところで、これは条例に基づいて、こうですから平等でしょうと。要はえこひいきしていませんよと。でもこの「いえ・みち まち改善事業」はそういう意味では、この地域だけは、えこひいきとは言わないけれども、個別のサポートをやるわけです。今まさに世の中であるパーソナルサポートというやつです。スポットライトから外れている、要は行政の形から外れているところをどうしていくのかというのが、今おっしゃられたとおりで、今の行政課題です。そういった意味でのその辺の、このパーソナルなサポートをしていく中での行政のかかわり方というところの限界をどう見きわめていくかという議論になっていくと思うのです。行政は本来平等だから、余り個別具体なところばかり特化できないというところがあるから、どちらかというとプル型になって、手挙げ方式でやりますよという、情報提供してやりますよというところ、その辺が課題ですよ。どうですか。

(下田委員) ただ、今、行政から外れてきているとおっしゃいましたが、これは行政としていろいろな政策目標がございますよね。そうすると横浜は、狭隘な道路である、密集地帯がある、火事が起こったらどうする、災害があったらどうする、地震があったら、津波があったらどうする。そういう観点から考えれば、この「いえ・みち まち改善事業」は特化された政策目標の1つであると理解していいと私は思うのです。

(高橋委員) すみません。私は行政のそもそも得意な分野の表現として、平等に考えないで工夫……工夫をしないでという失礼な言い方だよね。ですけど、そういう特殊なことで、だから行政がやってはいけないと言っていることではないです。

(下田委員) はい。わかりました。

(中島委員) この「いえ・みち まち改善事業」、現地説明会に参加していたのですけど、すばらしい成果を上げて見えるのではないかと私は思います。こういう地域の課題を解決するというのは、いかに行政がそうしたいと言っても、地域にそういうコンセンサスがあって、当然のことながら個人の利権が絡む問題ですから、そこで合意形成をしてその事業を進めるといって、ここまで運ばれたというのはすごいことではないかと思うのです。市の説明ではここまでは説明されていないのですけど、協議会が発足するところできて、まちづくりのためにルールづくりをしよう

というところまで実際には進んでいるようで、これからというのは1軒の家を建てるには最低限これだけの面積だとか、それから1軒、隣のあれもこれだけの間隔を置きましょうとか、地域の中のコンセンサスをつくってそれをルール化するというところまでこぎつけておられるようですので、これは本当に、限られた地域ではあるのですが、コンセンサスをつくってみんながその方向に向いたまちづくりをしているということは、私は成功例としてすごいことではないかと思えます。

(鈴木委員) デベロッパーという話もあったのですが、私は逆にそれでちょっと身を引いてしまう市民もいるのではないかなという気が若干しています。地域の課題は地域の人が解決するということがこれからの時代にもとてもふさわしいし、また、もう世代が随分変わってきていて、今はすばらしい経験、企業で働いていらして活躍された方々がリタイアなんかされて、マネジメント力のある方とか専門家とか法律に詳しいなんて方がこの地域にぎくぎくいるはずなのです。その方たちにこういう情報は意外に届いてなくて、例えば町会長さんのすごい年配の方だけに届いているとか、80歳以上とか90歳、わからないけれど。だからもっと思い切り若い層とか、あと女性とか、女性も働いている方はもちろんたくさんおいでなので、そういう方たちに課題解決手法、自立できて動かせる市民という応援の方向が一番この魅力であり、その成功例があるはずなので、可視化したり共有したり、あるいは関内ホールみたいところでプレゼンテーションしていただいて、ほかの地区の方が聞きに行くとか、何かそういう知恵の共有みたいなところを、ぜひそこそざれたらいいのではないかなと思えます。

(清水委員) いろいろなやり方があると思うのですが、マンションのモデルルームではないけど、まず完成に近いところをつくるのがいいのではないかなと思うのです。それを見学してもらいながら進めていくと。あっちこっちつまみ食いみたいな形ではなくて、集中的にどこかをとにかく完成してしまうという手もあると思うのです。それからもう一つは、協議会がそれぞれあるようですが、協議会同士の連携というのはどうなっているのでしょうか。

(所管局) 先ほどお答えした話と重複するかもしれませんが、すべての協議会が一堂に会するという機会は今までつくってきておりません。ただ、例えばこういうところを見学したいですとか、そういう場合には我々が間に入ってセッティングはしております。確かにすべての協議会が一堂に顔を合わせてという機会も必要かなと今思いました。

(鈴木委員) ぜひ、忘年会とか。

(所管局) はい。

(齊藤進行役) これまでまだお話しされていないメンバーの方がおりますので。それでは……

(増子委員) 公募市民の増子です。よろしくお願ひします。きょうはありがとうございました。私も滝頭を見学させていただいて、大変先進的な事例で、よくできて

いるなというのが正直な感想です。2つ気になったのが、建物自体の耐震とかをよくやっているのですが、ブロック塀とかそういったものが倒れたときに、多分だれも生きていないと思うのです。そういったところの補強とか、そういったところに対しての補助金を出されているかが1つです。あと、電柱が何本か滝頭に立っていて、それを移転するとかそういったことを、他の局と調整して、例えばずらすとか抜くとかそういった調整をされているかどうかをぜひ伺いたいのですが、よろしいですか。

(所管局) ブロック塀も電柱もそうなのですが、狭い道を広げるときにはもちろんブロック塀も下がっていただいて、いえ・みち地区の場合にはそれを市のほうで直接つくりかえてしまうというのですか、そんな格好で強くしています。電柱についてもそのままですもちろん邪魔になりますので、市のほうで、例えば東京電力ですとか、NTTさんですとか、そういうところと調整して動かすというのを基本にしています。

(増子委員) ありがとうございます。

(渋谷委員) 私の住まいは、先ほど表に出ていた、いえ・みち まちの対象地域の一番多い横浜の南区で、いろいろとお話をお伺いすることもありまして、今幾つか御意見があった中で少し視点が違うなと思うのは、対象の地域にお住まいの皆さんは大多数が極めて高齢化しています。大多数が極めてそこで生まれて、そこで死んでいく人です。さっき鈴木さんが、リタイアされた方でいろんな経験や知恵を持った方がざくざくといらっしゃると。その方たちを生かしたらどうかという意見がありました。私の認識とすれば、基本的にざくざくといけません。極めて象徴的なのは、お年寄りの1人住まいの方で、どんなにその方たちを動機づけしても、どんなにこの事業の哲学を語っても、どんなにこのまちづくりのよさを語っても、「いいの。私はここで生きて死んでいくのだから」と。「私はいいのよ」という方が非常に多いのです。だから事業が、市役所、役所がどんなに高い理想を持って哲学を語っても、その方たちには響いていないのです。だから事業化が進まないというところがあります。独居老人がいつかお亡くなりになると、ぽつんと小さな空き地が町の中に残っていくと。そこには若い方たち、お子さんがいてもそこには住んでこないですから、そこは相続して小さな空き地が町の中に点々と残ってくると。こういうのが実は、私が知っている「いえ・みち まち改善事業」をやっている南区の多くの地域の実態だと思います。ですから、極めて高い理想のところから哲学を語って、動機づけをしろ、意味を理解してもらえと言っても、意味を理解しても「私はいいのよ」と言う人がいた場合、なかなか進まないというのは、恐らく取り組んでいる皆さんも実態としてわかっているのだらうと思います。私もそういうものを幾つも肌で感じていますので、そこはそういう実態に合わせて、何か今度は、そういう実態があるのは間違い……その人たちに「あなた、間違っているんです」と言ってもどうしようもないわけですから、その実態をよく認識されていると思いますの

で、そういうことに対する取り組みというか、そういうことについてはどういうふうにお考えですか。

(齊藤進行役) 御苦労しているのだろうとは。

(鈴木委員) というか、両方向の意見。

(所管局) 御高齢の方が多いいエリア、それから若い方が比較的多いエリア、両方あります。金沢区なんかですと比較的若い方が多い地区があったりもします。ですから一概には言えないのは事実ですけども、ただ、どうやってその気になっていただくかというのは、いろいろとお話があったとおり、私どもの一番頭が痛いところです。広報を、例えば「広報よこはま」に書く、それからホームページに載せるといって、どれだけの方にその気になっていただけるかということ、これはまた違う話なのだろうと。手間はかかりますけれども直接我々が、出張っていくという言い方はおかしいですけども……

(鈴木委員) でも訪問されて。

(所管局) はい。直接行くのが一番いいのだろうと思いつながら、そこまで手が回らないですとか、そういう実態はあります。先ほどNPOなんかもとのお話がありましたけれども、実際にこの事業といいますか、推進条例という条例の中ではNPOを中心に8つ、そういう団体と協定といいますか、そういうものを締結いたしまして、市にかわってではないですけども、地元のほうにそういうお話をしてくださいというようなこともやってはいます。ただ、そこに行き着くまでも大変というのが今の実情でして、こういう手があったらというお知恵があったら本当に拝借したいという、そんな状況でございます。

(渋谷委員) おっしゃったとおりで、正直に言って、その地域の方は恐らくホームページというものを見る方が少ない地域です。広報を配っても、字が小さくて読めない人たちが住んでいるわけです。そういう方たちにどうやって意義を語るかというと、おっしゃるとおりフェース・ツー・フェースで言うのでしょうか、それでも先ほどから申しているように、事業の意義は理解しても「私はいいのよ」と。「私はもうあと何年もあれなのよ」ということで、歯抜けのようにいろんな地域ができてくるといふ実態はぜひ御理解いただきたいし、そこの方たちにスピード感を持ってやれというのは無理だと思いますので、そういう方たちがいるという実態、どうやってこの事業をもう少し改善していくかということとはぜひ、私自身も実はいい知恵もなくて、いい知恵があればぜひ私も提案したいのですけれども、ただ、実態としてはあると思います。

(増子委員) 映像化して見せるのが一番いいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(鈴木委員) 私も考えましたけど。

(渋谷委員) いかがでしょうか。

(齊藤進行役) その辺、少し工夫していただいて。

(鈴木委員) CGですぐできる時代ではありますが、それでもきつと違いますよね。まだ私は、ここで死んでもいいのだと。愛着のある家です。これは開発しなければいけませんかね。うちのところはこのままでいいなんていうのも、魅力的な小さい商店街を見ると、あそこはあそこがいいのかと思ったりしますが、これは住民の合意のもとに選ばれたというか、対象になっているのですか。

(所管局) いえ、それは行政のほうで。

(鈴木委員) ですよ。

(所管局) はい。そうです。

(鈴木委員) だから、うちのところはこれでいいのだよと。ほうっておいてくれと。それもありですか。

(所管局) いや。

(鈴木委員) でも防災のときに消防車が入らないとか、逃げ道がないとか、車いすでが一つとは救いに行けないとか、何かこういうことがきつとあるわけですよ。

(所管局) はい。そうです。防災上の観点で、市内にいろいろなエリアがありますが、これは本当に危ないぞというところを4つの基準で選んでいるつもりでございます。

(鈴木委員) ですよ。だから価値があるわけですよ。

(所管局) はい。

(鈴木委員) お伺いしたら、人数もすごく少なく、夜とか休日とかお話し合いの席に同席されたりして、結局、人間だといいながら、人間の数とか、時間外に働くとかが本当に御苦労があるなどお伺いして思っていたのです。

(所管局) そういところでコーディネーターですとか、そんな方に手伝っていただいていると。

(岩崎委員) 岩崎です。今「いえ・みち まち改善事業」に話が大部分集中していますけど、変えていいですか。

(齊藤進行役) はい。どうぞ。

(岩崎委員) 今対象になっている事業3つとも、我々は3.11の大震災という体験をしたわけで、この事業はそういう視点から見ても非常に重要性が増していると思います。だから、ぜひこれは防災の見地から推進を強力にすべき事業だなど思っているということを、まず1つ言っておきます。それから、どこでもいいのですけど、この対象事業になっている3つの中で、課題とか対応策が整理されているのですけど、共通して入っているのは理解と協働というところ、地域の理解とあるいは耐震、木耐震でいうと個人になろうかと思えますけど、その対象となっている人たちの理解がないと事は進まないというのが1つ、3つの事業とも共通の課題になっているように見ました。事業の性格からいって、そこが一番ポイントではないかと思えます。今議論されているのも、どうもそこをその地域の皆さんに理解してもらうのが大変だと言われていますから、多分そうだと思います。でもこれは今までの経

験でいうと、横浜ではG30という、ごみを減らすということで市民の皆さんの協力も得て、これは一定の成果を上げた事業があるわけですね。そういう意味でいうと、行政のイニシアチブというのは非常に大事だと思うのです。だからこの3つの事業でも行政のイニシアチブを大いに発揮するという点で、担当のところはうんと頑張ってもらいたいと1つ思うのです。

私は木耐震のことで話を前に進めますけど、その木耐震の事業、それからマンションの耐震化もそうなのですが、啓発PRが大事だということで整理されています。それで広報を配ったら相談がわっと増えたというのも紹介されました。これは非常に大事だと思うのです。この啓発とPRの仕方をもっともっと工夫したらいいのではないかと思うのです。その点で、特に木耐震が私は本当に大事な制度だと思うので、きょうのテーマである防災という見地から見たら、人の命を救うのが第一なのです。そうすると、この耐震基準に合致しない建物を耐震化するというのは、直接的に効果を上げる大事な事業だと思うので、そこら辺を、命を守るという視点からPRすると、啓発するというところでうんと工夫したらいいと思うのです。そこはどうかでしょうか。

(所管局) ここに書いてあるPR啓発は代表的なものでございまして、まさに今おっしゃられたとおりでと思います。例えば啓発用のDVDをつくりまして、阪神のときの悲惨さ、そのときにお子さんを亡くした方のインタビューだとかのDVDをつくりまして、全校に学校に配布しています。小中学校ある公立の学校に500個配布しまして、それをお子さんが見て「うちは大丈夫？」というようなことを親に問いかけていただきたいという思いですとか、それからそのDVDを少し小さくして、ホームページでもごらんになれるようにしています。耐震補強したものと補強していないものが、実物大で振動機で揺らしたときにどういう壊れ方をするかをリアルにご覧いただけるようなものも用意しております。そういったいろんなアドバイスをいただいておりますので、あらゆる手だてを使って啓発PRに努めていきたいと考えております。

(中島委員) 耐震化というのは防災の自助の第一歩になるわけですから、今おっしゃられたように非常に重要なことなのですが、この資料にもありますように、平成22年度末で85%まで耐震化が進んでいるのだと。これは恐らくほかの市町村に比べても非常に高い率なのだろうと思います。片や実態数字として見た場合は、戸建て住宅の4割は旧耐震基準でつくられたものが25万戸ぐらいあって、そのうちの恐らく9割ぐらいは耐震化が必要だろうと予測されているのだそうです。実際に市が耐震診断の事業を始めてからやられた件数とは8%ぐらいだと言われているのですが、このペース、それで診断して実際に補強するというのは、ここにも数字が出ていますが、まだ1,000件に至っていないぐらいなのです。そうすると130年が実態の数字になってくるのだそうですけど、そうかといってお金がかかることもあるわけですから、幾らPRしても浸透し切れないという難しい問題を抱えているわけ

です。そこら辺の課題をどうしたものかということです。

(齊藤進行役) よろしいですか。

(所管局) おっしゃるように、今この木造耐震改修の対象となる持ち家の戸建て住宅は16万6,000戸ほどあると考えております。そのうち耐震診断が終わっているのが2万3,000戸ほどでございますので、まだまだ耐震診断が必要だと考えています。さらに耐震診断をやった後、改修に進んだのが、またその1割ぐらいしかないということなのですけれども、耐震診断をやる和我々は全部それを把握できますので、追跡調査をすることができます。それで平成19年にアンケートをとりましたところ、本市の補助を使って改修はしなかったのですが、自分のお金で自主的に改修したと。ほかのリフォームと一緒にやったと。または建て替えたというのが4割ほどございました。したがって、まず大事なものは、耐震診断をやって御自身の住んでいらっしゃる場所の危険性を知っていただくと。ですから、耐震診断は無料でございますので、できる限り多くの方に耐震診断をやっていただくと。このペースで行くと130年かかるのではないかとおっしゃられましたけど、恐らく木造住宅はそこまで耐久性がないので、今(昭和)56年なので、一番新しいものでも30年経過しています。したがって、木造の建て替え周期は大体30年から40年と言われておりますので、あと数年間できる限りのことをやって、その先は、もしかしたら補強というよりも建て替え促進という形での政策転換の検討の必要性が出てくるのかなと考えております。

(齊藤進行役) それではお二人、荻原先生と篠原先生はお話しされていませんので、どちらからでも、じゃんけんする必要もありませんし、どうぞ。

(篠原委員) どうもありがとうございます。一緒に視察させていただいて、本当にいい取り組みだなと思っているのですが、その中で2点ほど、まず現場に行ってみて感じたことなのですが、磯子区の滝頭地区は浜マーケットというのがありまして、一度火事になりましたね。そのときに進捗が一気に進んだのかどうかを教えてくださいたいと思います。浜マーケットは横浜コロック・ナンバーワンになったコロックがありますね。あそこは関連して、昔からですけれども、磯子警察署の前の16号に、四間道路から入ってきて、すごく狭い抜け道があるのです。地図の13番の道です。13番は、ここに磯子小学校がありますが、磯子小学校の、この真照寺というお寺さんからこの青い線になっている13番のところを通過して、磯子消防署の前に出てくるのです。ここがすごく狭くなっていて、行かれた方皆さんが思ったと思うのですが、すごく交通量が多い割には大変狭い道になっています。こういったところは、そうはいつでも何とか手だてをしなければいけないのではないのかなというのは感じます。重点地区の中でもとりわけ本当に危ないところもありますので、そういったところについてどう考えているのかをまず教えていただきたいと思っております。

(所管局) 火災の後でどれだけ進んだかという1点目のお話ですけど、火災はもう

4年前の平成19年ですけれども、その後この地域の協議会の中で、浜マーケットの支援部会というものが立ち上がりました。実際にそのマーケットをどうやってつくっていく、これから再建していくのか。それからこれから建て替えが出てきたときにどうするのかというような話し合いが進みまして、平成21年、一昨年には浜マーケットのエリアでのルールづくりができました。こういう格好でルールとして決めていきたいと思いますということで合意ができました。例えば風俗系はやめようとか、地域の方で、皆さんの合意として、こういう町にしていきたいと思いますというものができております。そういう点では、言い方はなんですけれども、火災をきっかけにして1つ進んだのかなとは思いますが。

それからもう一点目、先ほどの狭い道の話ですけれども、小学校の部分については部分的に広げたところもあります。地元としてもいいですか、この地域全体のつくりの中でも、この道路はこれから広げていこうという重点路線の中にも入っています。ですから、これからまた広げていく働きかけはしていきますけれども、そういうときに力強いのは、この計画をつくったのは地元の方が中心になっていますので、行政がお話に行くときにも、その町内会長さんとか、その地権者さんと顔見知りの方、近い方が一緒に行っていただける、あるいは近い方がまずお話ししていただけるという状況がありますので、行政が単独で乗り込んでいくようなところは進みやすいとは我々は評価しています。

(篠原委員) ありがとうございます。後段のほうは何ともしないといけないのかなとも思うのですけれども、時間がないので簡単に耐震のほうに、木耐震のほうで見させていただきます。今あったように、こういったことがあれば件数が上がっていくと。相談件数も上がっていくし、診断件数も上がっていくと。これは課題が平成25年度までの予算であるということですよ、増やした分は。先ほども言いましたが、限られた年度内でお金を使うわけですから、これは広報をしたら上がるのが目に見えたということだったので、引き続き、平成25年度までですということを広く伝えていただければと思います。意見でとめさせていただきます。

(荻原委員) いえ・みち まちで、決算特別委員会でも質問させていただいたのですけれども、時間切れの関係で質問できなかったことも含めて、まず、いえ・みちまちの協議会、これは面積に比して、要は3割が、11地区は協議会がまず立ち上がっていると。面積にしてあと7割が、協議会自体が立ち上がっていない状況にあると。私はこれをまずは最初にクリアしていかなければいけないのではないかという問題意識を持っております。まず、この11地区でうまくいったなど、協議会がきちんと立ち上がったというのは、主にどういったことに要因があったかと整理されておられますか。

(所管局) よろしいですか。まずは地域を引っ張ってくるというのですか、そういう方の存在があるかないかだと考えています。例えば町内会長さん、連合町内会長さんでも防災にすごく関心があって、危ないと思っている。そういう思いの強い方

がいらっしやると、がんと進みます。そういう方でなくても、防災役員さんのクラスでも、役職を全然お持ちでない方でも、地域で引っ張っていけるような方がいらっしやる地区、本当にこれは進んでいると思います。ですから我々としては、逆にそういう方をどう見つけていくかというか、それもポイントだと思いながらうまくいかないというのが実態です。

(荻原委員) 先ほども御答弁されていましたが、地域の方々も、一番身近な人に心を開いてお話をされると思うのです。行政がどんどん乗り込んでいったところで、話がどんどんスムーズにいくというわけでもないことから、私はまず、区の職員さんは非常に熱心に地域を回られています。土日もお休みのところをみんな、地域のお祭りとかに顔を出されて一生懸命にやられています。特に地域振興課の皆さん方ですね。ぜひこういった区の職員の皆さんと一緒に、まず回っていただきたいのです。そういった方は、地域の中でどういった方がリーダーシップを持っておられて、どういったことに詳しいかということをお伺いしたいと思います。ここは局間的な連携をぜひとっていただきたいなと思うのです。また、先ほどのお答えの中に、人員が少なくてフェース・ツー・フェースで回り切れていないのだということがありましたが、これはこの間ちょっとお伺いしたのですが、今までフェース・ツー・フェースで回ったというのは、実績としてはどういう感じであるのですか。

(所管局) それぞれ協議会があるところでは本当に協議会の役員会ですとか、そういうところには、区役所の人間もそうですけれども、区役所のほうも忙しい中で一緒に行ってもらおうようにしています。これは月1ですとか、隔月ですとかそれぐらいで、そういう場には必ず顔を出すようにしております。あとは、今協議会が立ち上がっていないところにつきましては、正直に言ってここ数カ月の間といいますか、震災の後も入り切れていない状況です。

(荻原委員) 全部の地域の方々にお会いをするというのは、確かに職員が足りないという気持ちも非常にわかる場所もあるのです。しかしながら、まずはこの協議会を立ち上げることに集中していただいて、残り7割の面積を持つその地域に、総当たりをしていただきたいのです。これをぜひ約束していただきたいのですけれども、いかがですか。

(所管局) やります。ただ、時間はちょっといただければと思います。何月までというお約束はしにくいですが、それはやります。

(荻原委員) はい。お願いします。プロデューサーは市民だということ、行政はそれを支えるスタッフであるのだということを肝に銘じて、総当たりをしていただいて、頑張ってください。

(清水委員) 一言だけ。今のお話を聞いていまして、ぜひ議員さんも協力してやってほしいと思うのです。よろしくお願いします。

(渡邊委員) 今、しっかりとまた協力していきたいと思うのですが、1点、狭あい道路のところなのですから、先ほどの「いえ・みち まち改善事業」にして

もいい知恵がないということもあるわけなのですが、僕が1つ思ったのはいろいろ意識づけをして、動機という形で、整備促進路線という形を協力してくれた方たちがいると思うのです。もちろんそれが地域の合意であり、そういう中でまた建てかえという部分でできてきたこともあると思うのですが、ここでそれをしてもらうというところで今議論をいろいろとしていたと思うのですけれども、実際にしてくれた人たちがいるわけですよ。例えば今、一番初めに写真とかで見たり、ここにも出ていますけれども、してくれたところのしっかりとした道路、例えば道路と敷地がはっきりと分かれているのかとか、またそこに促進路線ですよという、例えばプレートがしっかり張ってあるのかと。そういう部分が本当は、ほかの方たちもそこを見て、先ほど言っていた話ではないですけど、こうなるのかと。今ここの議論ではみんなが写真を見ているし、わかりますけどさっきから言っているように、地域の人にしっかりと認識していただきたいなら、ここはそういうものでなったのだよと。終わった後のしっかりとした道路の区分ですとか、これは促進路線でやったのですよと。しかもプラス、その住民の人たちが協力してくれたのだというようなものというのはどうなっているのですか。

(所管局) そのとおりだと私どもも思っております、整備の完了形は2つあります。1つは先ほどちょっとお話ししましたが、路線型と申しまして、1件ずつ下がるのではなくて、ある路線を一気に下がらしましょう。これは建てかえがない路線でも、地域の皆さんがぜひまとまってやりたいという話が出てくれば、区役所さんとも協力しながら我々のスタッフが地域に入りまして、1年か2年かけて全部後退して整備しましょうという路線もあります。それも結構やってきております。それは法律にかかわらずに、みんなの協力をもらってやっています。それは道路が1本ぽ一つと下がりますので、非常にきれいになります。それからもう一つは、個別に建築確認があったときに1つずつ下がっていくというやり方です。それで、わ一つと一気に下がったところはもう見た目にぱっとわかりますので、きれいになります。1個ずつ下がったところもでこぼこになりますが、しっかりと下がったところは、当然でこぼこしながら、見ればわかるのですが、おっしゃったとおり、それがこの制度で下がったよというところは、現地ではまだ十分周知ができておりません。ただ、市としては、この制度で下がりましたよというプレートを用意しております、御協力いただける方には、そのプレートを後退したところに張ってくださいというお願いをしております。渡邊先生がおっしゃったとおり、まだそれはあまり普及されていないです。改めてその辺もこれから力を入れていきたいなと思っております。

(渡邊委員) 本当に整備促進路線のプレートというのは、何年前かにシールの質が変わって張れるようになったと思うのですけれども、その前に皆さんの地域の協力を得てこの道路ができたという、僕も1度しか見たことないのですけど、そういうプレートがあったように聞いているのです。行政と地域の方が協力して、もちろん

建築基準法がありますし、防災のためですけれども、先ほどからその議論をしているわけなので、そういうものをしっかりと皆さんが見てわかって、また言われている人たちもそういうところを見たことによって、やはり私たちもやろうと。また下がっていただいた方には、ありがとうございましたというような、そういう1つ、目に見えるプレートなのか、また逆にそれは壁に張らなければいけなくなりますから、道路の中の打ち込むような表札なのかわかりませんが、そういうのがまず一弾として僕としては、予算がないですけれどもできることなのではないかなと。ここでの議論はみんながわかっている話ですけど、実際には説明に行って、わかっている人たちが歩いた中で、見て理解してもらおうという部分をしっかりとするのがまず一歩ではないかと思います。そんな要望をして終わりたいと思います。

(齊藤進行役) ありがとうございます。残り5分ぐらいですので、あとどうしても御発言したい方は簡潔にお話してください。いろいろとおありかもしれませんが、お願いします。

(鈴木委員) これ、見た目は大変ハードな事業だと思うのですが、極めて住民の、あるいは人間の気持ちのポイントになる事業であると思うのです。セットバックにしても、耐震化にしても、道並みにしても。その割にはこういうもの(パンフレット)に人間が写っていないのです。何か「これをしてよかったですよ」という体験者の声、安心や「ほっとしましたよ」とか、見た目はとてもきれいで、表紙は確かに人間が出ているのです。何かそういう読んだ人が、私もしてみようかなという気持ちの寄り添いがパンフレットなどにあらわれるととてもよいのではないかなと思います。先ほどの耐震なんか危ないから直そうではなくて、こうしたらもっと幸せになるとか、ほっとするところを、医療なんかでもそうですが、やや脅迫的なことよりは、その結果幸せになるというような、うれしい気持ちになるということを強調するほうがより有効だと思います。またセットバックなんかでも、近所の小学生がセットバックしてくれた家に、「通学路を安心してしてくれてありがとう」とか、そういう仕組みこそが、もしかしたら最も有効なのかなと思いました。以上です。

(齊藤進行役) やはり人の感じが入っていないとね。はい。

(高橋委員) 今日いろんな議論をさせていただいて1つ感じたのが、道がきちんと整うというのが、狭あい道路だけではなくていえ・みち まちも、道が都市の骨格の中で、御存じのとおり横浜の都市計画道路はおそく、まだ達成率が低いというのもあるし、きれいな町を見ると、町切りがしっかりしているというのは、道で切られているのです。そういった意味では、今回の狭あい道路にも、いえ・みち まちに準ずるような協議会みたいなものを立ち上げるぐらいの工夫も必要なのかなと。やはり道が、狭あい道路は地味ですけど、光が当たるのかなという印象を受けました。

(岩崎委員) もう最後ですから。予算なのだけど、前年度との決算と比べて、木耐

震のところはちょっと増えているのですが、あとはかなり減っているのです。これは事業の重要性からいったら、減らしてはだめだと思うのです。だから来年度の予算は思い切って上げるように、当局、頑張ってくださいませんか。

(齊藤進行役) それではそろそろ時間になりましたので、なかなか進行がうまくいきませんので、皆さん、まだまだ欲求不満のところがあるのではないかと思います。この辺で取りまとめと発表に移りたいと思っております。取りまとめにつきましては、これから用紙をお配りしますので御記入をお願いしたいと思いますが、議論の中で既に十分意見を表明された方は、必ずしも記入されなくても構わないということで扱わせていただきたいと思います。申しわけないのですが、できるだけ速やかに御記入いただければと思っております。それで事務局の取りまとめに15分ぐらいかかりますので、その間は暫時休憩とさせていただきます。傍聴席の方も15分ぐらい休憩ということでお休みいただければと思っております。それではどうぞ傍聴席の方もリラックスしていただければと思っております。

(休憩)

結果の取りまとめ・発表

(齊藤進行役) それでは皆さんおそろいのようにございますので、事務局のほうで取りまとめをしていただきましたので、それを発表させていただきます。すべてを申し上げるわけにはいきませんが、大体こんな感じだったということがございます。その後皆さん方から、こういう点は入れてほしいとかという注文がありましたら、言っていただければと思っております。

まず本日の意見についてですが、いろんな多くの意見が出ましたけれども、例えば耐震・防災のまちづくりを進めるためには、課題を明確にし、地域への動機づけをすることが重要である。局間で連携をとりながら、期限を決めて取り組むべきである。道路や下水道事業との連携をとりながら進めるべきである。地域の課題は地域で解決することが必要であると思うので、企業を退職した方でマネジメント能力の高い人もいるはずなので、成功例や知恵の共有をして参加を促すべきであろう。人の気持ちが大切な事業なので、パンフレットなどで気持ちがあらわれるようにすることが有効である。事業の対象になっている方々の理解が進まないとなれば進まないということが課題だということだが、行政のイニシアチブを発揮するのが重要ではないか。あるいは「いえ・みち まち改善事業」については、まず協議会がない7割の地域に取り組むべきである。防災対策のまちづくりを進めるためには、区の職員も地域を回ってコミュニケーションを図ることが大切ではないかというようなことが出ておりました。

一方で、地震でビルが倒れて道路をふさぐことがあるので、ビルに対する備えも重要である。「いえ・みち まち改善事業」のエリアの方は高齢化していると。動機づけをしてもなかなか進まないのが実態であると。実態に合わせた取り組みも必要になるのではないか。「いえ・みち まち改善事業」については、国費も使って

事業を進めていることは評価できるのではないかなどの意見もありました。

提案された意見としましては、「いえ・みち まち改善事業」の地区内で、マンションは津波の際の一時避難場所になることもあるので、そのような助言なども行うべきだと。よい取り組みがあれば地区全体で、ウェブサイトなどで情報共有するなど、支援することも重要であると。それから「狭あい道路拡幅整備事業」については、拡幅の要望が多い地域では低い補助率を適用するなどの工夫はできないのか。それから再開発事業のデベロッパーのような事業を推進するエンジンとなるような仕組みを取り入れることを検討すべきだというような意見がございました。

事務局でさらに精査し整理して、市のホームページにアップさせることになりませんが、今のところで、お聞きした中で、まだ落ちているようなことがあれば、ここで御指摘いただければありがたいと思います。

(鈴木委員) 先ほど具体的な案として、この地区の代表者が一堂に集まれるミーティングを確実にセッティングすることは、代表者だけではなくても、とても有効だと思います。あともう一点、先ほど少しありましたが、進捗をウェブで平行して見られるみたいな、そうすると比較とかがしやすいので、発見しやすいので、その2点です。

(齊藤進行役) ほかにございませんか。よろしゅうございますか。そういう御意見も踏まえて、最終的なものをつくり上げたいと思います。それでは御了解いただいたということにさせていただきます。